

令和3年経済センサス - 活動調査

産業別集計(卸売業, 小売業に関する集計)

結果の概要

概況	
1. 事業所数及び従業者数	1
(1)卸売業	1
(2)小売業	2
2. 年間商品販売額等(法人)	3
(1)卸売業	3
(2)小売業	4
①年間商品販売額	4
②商品販売形態別年間商品販売額	5
③売場面積	6
3. 都道府県別の状況	7
令和3年経済センサス - 活動調査の概要	10
用語の解説	15
集計体系及び公表時期	18

令和5年3月28日
総務省・経済産業省

利用上の注意

1. 「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業，小売業に関する集計）」は、「卸売業，小売業」の事業所（以下「事業所」という。）について集計した確報結果である。このため、令和4年5月31日に公表した「令和3年経済センサス - 活動調査（速報）」の「卸売業，小売業」の結果とは異なっている。
2. 年間商品販売額は令和2年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
3. この「結果の概要」における年間商品販売額は、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した数値である。事業所数、従業者数については、「卸売業，小売業」内の格付不能事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含め集計した数値である。
4. 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
5. 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
＜ガイドライン＞
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
6. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査並びに報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
＜欠測値等の取扱いについて＞
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>
7. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。
「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

8. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

9. 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

10. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

令和3年経済センサス - 活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付する。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」、「非鉄金属地金卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付する。

※個人経営については、調査票の「この事業所の主な事業の内容」を格付の参考としている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所

表1 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、又は、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付とする。

ウ 「5351 非鉄金属地金卸売業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付された事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」の販売額が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品又は営業品目に非鉄金属の記載があった場合に「非鉄金属地金卸売業」に格付する。

エ 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付する。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用し、一般用医薬品を小売している事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500 m²以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売している事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500 m²以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所

ク 「61 無店舗小売業」

「小売販売額の商品販売形態別割合」の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0m²の事業所

概 況

1. 事業所数及び従業者数

令和3年6月1日現在の卸売業、小売業の事業所数は122万8920事業所、従業者数は1139万7130人となっている（第1表、第2表）。

(1) 卸売業

卸売業の事業所数は34万8889事業所（卸売業、小売業合計に占める割合28.4%）となっており、産業小分類別にみると、「産業機械器具卸売業」が3万8783事業所（卸売業計の11.1%）と最も多く、次いで「建築材料卸売業」が3万4027事業所（同9.8%）、「食料・飲料卸売業」が3万2023事業所（同9.2%）などとなっている（第1表）。

また、従業者数は385万6785人（卸売業、小売業合計に占める割合33.8%）となっており、産業小分類別にみると、「産業機械器具卸売業」が40万2245人（卸売業計の10.4%）と最も多く、次いで「電気機械器具卸売業」が39万7121人（同10.3%）、「食料・飲料卸売業」が38万3356人（同9.9%）などとなっている（第1表）。

第1表 卸売業の産業小分類別事業所数、従業者数

産 業	事業所数		従業者数	
	令和3年 (2021年)	業種別計に 占める割合 (%)	令和3年 (2021年) (人)	業種別計に 占める割合 (%)
卸売業、小売業合計	1,228,920	(100.0)	11,397,130	(100.0)
卸売業計	348,889	(28.4)	3,856,785	(33.8)
501 各種商品卸売業	1,673	0.5	40,192	1.0
511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	3,717	1.1	30,187	0.8
512 衣服卸売業	8,371	2.4	94,584	2.5
513 身の回り品卸売業	7,621	2.2	74,332	1.9
521 農畜産物・水産物卸売業	30,635	8.8	332,395	8.6
522 食料・飲料卸売業	32,023	9.2	383,356	9.9
531 建築材料卸売業	34,027	9.8	263,957	6.8
532 化学製品卸売業	17,852	5.1	190,880	4.9
533 石油・鉱物卸売業	5,804	1.7	68,153	1.8
534 鉄鋼製品卸売業	8,566	2.5	99,743	2.6
535 非鉄金属卸売業	4,421	1.3	37,627	1.0
536 再生資源卸売業	10,616	3.0	84,869	2.2
541 産業機械器具卸売業	38,783	11.1	402,245	10.4
542 自動車卸売業	18,142	5.2	219,402	5.7
543 電気機械器具卸売業	25,090	7.2	397,121	10.3
549 その他の機械器具卸売業	14,518	4.2	185,333	4.8
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	11,527	3.3	107,298	2.8
552 医薬品・化粧品等卸売業	16,980	4.9	288,100	7.5
553 紙・紙製品卸売業	6,065	1.7	59,493	1.5
559 他に分類されない卸売業	45,589	13.1	387,212	10.0

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：「卸売業計」には格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

注3：（ ）内は、「合計」（卸売業、小売業合計）を100.0%とした時の構成比である。

(2) 小売業

小売業の事業所数は88万31事業所（卸売業，小売業合計に占める割合71.6%）となっており、産業小分類別にみると、コンビニエンスストア、料理品小売業などが含まれる「その他の飲食料品小売業」が11万9428事業所（小売業計の13.6%）と最も多く、次いで「医薬品・化粧品小売業」が9万343事業所（同10.3%）、「自動車小売業」が8万2205事業所（同9.3%）などとなっている（第2表）。

また、従業者数は754万345人（卸売業，小売業合計に占める割合66.2%）となっており、産業小分類別にみると、「その他の飲食料品小売業」が136万6941人（小売業計の18.1%）と最も多く、次いで「各種食料品小売業」が110万1681人（同14.6%）、「医薬品・化粧品小売業」が65万6901人（同8.7%）などとなっている（第2表）。

第2表 小売業の産業小分類別事業所数、従業者数

産 業	事業所数		従業者数	
	令和3年 (2021年)	業種別計に 占める割合 (%)	令和3年 (2021年) (人)	業種別計に 占める割合 (%)
卸売業，小売業合計	1,228,920	(100.0)	11,397,130	(100.0)
小売業計	880,031	(71.6)	7,540,345	(66.2)
561 百貨店，総合スーパー	1,097	0.1	245,975	3.3
569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	1,652	0.2	21,660	0.3
571 呉服・服地・寝具小売業	11,454	1.3	40,573	0.5
572 男子服小売業	14,982	1.7	72,080	1.0
573 婦人・子供服小売業	49,948	5.7	262,096	3.5
574 靴・履物小売業	8,465	1.0	36,364	0.5
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	27,711	3.1	161,137	2.1
581 各種食料品小売業	23,860	2.7	1,101,681	14.6
582 野菜・果実小売業	14,379	1.6	75,418	1.0
583 食肉小売業	9,322	1.1	54,530	0.7
584 鮮魚小売業	10,244	1.2	46,867	0.6
585 酒小売業	24,210	2.8	73,189	1.0
586 菓子・パン小売業	55,447	6.3	355,491	4.7
589 その他の飲食料品小売業	119,428	13.6	1,366,941	18.1
591 自動車小売業	82,205	9.3	562,399	7.5
592 自転車小売業	9,552	1.1	25,609	0.3
593 機械器具小売業(自動車，自転車を除く)	40,399	4.6	276,161	3.7
601 家具・建具・畳小売業	16,555	1.9	82,528	1.1
602 じゅう器小売業	14,730	1.7	54,819	0.7
603 医薬品・化粧品小売業	90,343	10.3	656,901	8.7
604 農耕用品小売業	10,778	1.2	59,065	0.8
605 燃料小売業	43,677	5.0	287,303	3.8
606 書籍・文房具小売業	27,627	3.1	345,184	4.6
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	20,601	2.3	127,507	1.7
608 写真機・時計・眼鏡小売業	18,142	2.1	70,952	0.9
609 他に分類されない小売業	83,475	9.5	534,320	7.1
611 通信販売・訪問販売小売業	31,353	3.6	279,150	3.7
612 自動販売機による小売業	2,852	0.3	34,067	0.5
619 その他の無店舗小売業	8,164	0.9	69,710	0.9

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：「小売業計」には格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

注3：（ ）内は、「合計」（卸売業，小売業合計）を100.0%とした時の構成比である。

2. 年間商品販売額等（法人）

令和2年の卸売業、小売業の年間商品販売額は522兆6458億円となっている（第3表、第4表）。

(1) 卸売業

卸売業の年間商品販売額は389兆3883億円（卸売業、小売業合計に占める割合74.5%）となっており、産業小分類別にみると、「食料・飲料卸売業」が50兆2359億円（卸売業計の12.9%）と最も多く、次いで「電気機械器具卸売業」が44兆1875億円（同11.3%）、「農畜産物・水産物卸売業」が33兆4648億円（同8.6%）などとなっている（第3表）。

第3表 卸売業の産業小分類別年間商品販売額

産 業	年間商品販売額	
	令和2年 (2020年) (億円)	業種別計に 占める割合 (%)
卸売業、小売業合計	5,226,458	(100.0)
卸売業計	3,893,883	(74.5) 100.0
501 各種商品卸売業	203,260	5.2
511 繊維品卸売業(衣服, 身の回り品を除く)	22,206	0.6
512 衣服卸売業	41,709	1.1
513 身の回り品卸売業	27,572	0.7
521 農畜産物・水産物卸売業	334,648	8.6
522 食料・飲料卸売業	502,359	12.9
531 建築材料卸売業	210,186	5.4
532 化学製品卸売業	252,723	6.5
533 石油・鉱物卸売業	217,714	5.6
534 鉄鋼製品卸売業	224,264	5.8
535 非鉄金属卸売業	109,449	2.8
536 再生資源卸売業	29,837	0.8
541 産業機械器具卸売業	265,266	6.8
542 自動車卸売業	184,301	4.7
543 電気機械器具卸売業	441,875	11.3
549 その他の機械器具卸売業	126,524	3.2
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	53,069	1.4
552 医薬品・化粧品等卸売業	327,331	8.4
553 紙・紙製品卸売業	61,984	1.6
559 他に分類されない卸売業	257,606	6.6

注1：年間商品販売額は、卸売業の事業所のうち、卸売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：（ ）内は、「合計」（卸売業、小売業合計）を100.0%とした時の構成比である。

(2) 小売業

①年間商品販売額

小売業の年間商品販売額は133兆2575億円（卸売業，小売業合計に占める割合25.5%）となっており、産業小分類別にみると、「各種食料品小売業」が22兆9651億円（小売業計の17.2%）と最も多く、次いで「自動車小売業」が16兆5869億円（同12.4%）、ドラッグストアなどが含まれる「医薬品・化粧品小売業」が13兆293億円（同9.8%）などとなっている（第4表）。

第4表 小売業の産業小分類別年間商品販売額

産 業	年間商品販売額	
	令和2年 (2020年) (億円)	業種別計に 占める割合 (%)
卸売業，小売業合計	5,226,458	(100.0)
小売業計	1,332,575	(25.5) 100.0
561 百貨店，総合スーパー	75,265	5.6
569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	4,703	0.4
571 呉服・服地・寝具小売業	3,144	0.2
572 男子服小売業	10,006	0.8
573 婦人・子供服小売業	36,102	2.7
574 靴・履物小売業	4,805	0.4
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	20,163	1.5
581 各種食料品小売業	229,651	17.2
582 野菜・果実小売業	6,652	0.5
583 食肉小売業	5,850	0.4
584 鮮魚小売業	4,850	0.4
585 酒小売業	8,852	0.7
586 菓子・パン小売業	15,609	1.2
589 その他の飲食料品小売業	119,899	9.0
591 自動車小売業	165,869	12.4
592 自転車小売業	2,227	0.2
593 機械器具小売業(自動車，自転車を除く)	93,571	7.0
601 家具・建具・畳小売業	13,000	1.0
602 じゅう器小売業	3,855	0.3
603 医薬品・化粧品小売業	130,293	9.8
604 農耕用品小売業	15,213	1.1
605 燃料小売業	105,633	7.9
606 書籍・文房具小売業	21,397	1.6
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	19,041	1.4
608 写真機・時計・眼鏡小売業	9,474	0.7
609 他に分類されない小売業	74,563	5.6
611 通信販売・訪問販売小売業	106,282	8.0
612 自動販売機による小売業	11,684	0.9
619 その他の無店舗小売業	14,918	1.1

注1：年間商品販売額は、小売業の事業所のうち、小売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：（ ）内は、「合計」（卸売業，小売業合計）を100.0%とした時の構成比である。

②商品販売形態別年間商品販売額

商品販売形態別に年間商品販売額をみると、店頭販売が111兆7857億円（小売計の84.7%）と最も多く、次いでインターネット販売が5兆9252億円（同4.5%）、訪問販売が4兆8264億円（同3.7%）などとなっている（第5表）。

第5表 小売計の商品販売形態別年間商品販売額

商品販売形態	年間商品販売額	
	令和2年 (2020年) (億円)	小売計に 占める割合 (%)
小売計	1,319,908	100.0
店頭販売	1,117,857	84.7
訪問販売	48,264	3.7
通信・カタログ販売	41,144	3.1
インターネット販売	59,252	4.5
自動販売機による販売	11,905	0.9
その他	41,487	3.1

注：販売形態は小売業の事業所についてのみ調査している。

③売場面積

小売業の売場面積は、1億3695万㎡となっている。

産業小分類別にみると、「各種食料品小売業」が2480万㎡（小売業計の18.1%）と最も広く、次いでホームセンターなどが含まれる「他に分類されない小売業」が2225万㎡（同16.2%）、「医薬品・化粧品小売業」が1306万㎡（同9.5%）などとなっている（第6表）。

第6表 小売業の産業小分類別売場面積

産 業	売場面積	
	令和3年 (2021年) (㎡)	業種別計に 占める割合 (%)
小売業計	136,952,597	100.0
561 百貨店、総合スーパー	11,004,042	8.0
569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	950,996	0.7
571 呉服・服地・寝具小売業	811,370	0.6
572 男子服小売業	2,691,169	2.0
573 婦人・子供服小売業	7,923,710	5.8
574 靴・履物小売業	1,232,718	0.9
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5,543,566	4.0
581 各種食料品小売業	24,804,025	18.1
582 野菜・果実小売業	763,674	0.6
583 食肉小売業	330,493	0.2
584 鮮魚小売業	297,073	0.2
585 酒小売業	979,445	0.7
586 菓子・パン小売業	1,647,863	1.2
589 その他の飲食料品小売業	12,500,992	9.1
591 自動車小売業	2,871,247	2.1
592 自転車小売業	673,251	0.5
593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	9,745,591	7.1
601 家具・建具・畳小売業	4,822,424	3.5
602 じゅう器小売業	1,053,353	0.8
603 医薬品・化粧品小売業	13,062,594	9.5
604 農耕用品小売業	1,534,265	1.1
605 燃料小売業	358,248	0.3
606 書籍・文房具小売業	3,394,082	2.5
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	4,566,887	3.3
608 写真機・時計・眼鏡小売業	1,143,500	0.8
609 他に分類されない小売業	22,246,019	16.2
611 通信販売・訪問販売小売業	-	-
612 自動販売機による小売業	-	-
619 その他の無店舗小売業	-	-

注：売場面積が得られた事業所を対象として集計している。

3. 都道府県別の状況

(1) 卸売業、小売業の事業所数

事業所数を都道府県別にみると、東京都が14万1055事業所（全国の11.5%）と最も多く、次いで大阪府が9万8事業所（同7.3%）、愛知県が7万359事業所（同5.7%）などとなっている（第7表）。

(2) 卸売業、小売業の従業者数

従業者数を都道府県別にみると、東京都が194万915人（全国の17.0%）と最も多く、次いで大阪府が95万5105人（同8.4%）、愛知県が72万2348人（同6.3%）などとなっている（第7表）。

(3) 卸売業、小売業の年間商品販売額（法人）

年間商品販売額を都道府県別にみると、東京都が176兆1903億円（全国の33.7%）と最も多く、次いで大阪府が53兆6443億円（同10.3%）、愛知県が39兆4199億円（同7.5%）などとなっている（第8表）。

(4) 小売業の売場面積（法人）

小売業の売場面積を都道府県別にみると、東京都が1045万㎡（全国の7.6%）と最も広く、次いで愛知県が816万㎡（同6.0%）、埼玉県が719万㎡（同5.3%）などとなっている（第8表）。

第7表 都道府県別事業所数、従業者数

	合計				卸売業				小売業			
	事業所数 令和3年 (2021年)	合計に占 める割合 (%)	従業者数 令和3年 (2021年) (人)	合計に占 める割合 (%)	事業所数 令和3年 (2021年)	合計に占 める割合 (%)	従業者数 令和3年 (2021年) (人)	合計に占 める割合 (%)	事業所数 令和3年 (2021年)	合計に占 める割合 (%)	従業者数 令和3年 (2021年) (人)	合計に占 める割合 (%)
00 全国	1,228,920	100.0	11,397,130	100.0	348,889	100.0	3,856,785	100.0	880,031	100.0	7,540,345	100.0
01 北海道	51,407	4.2	448,726	3.9	14,636	4.2	125,386	3.3	36,771	4.2	323,340	4.3
02 青森県	14,097	1.1	104,291	0.9	3,353	1.0	27,337	0.7	10,744	1.2	76,954	1.0
03 岩手県	13,678	1.1	102,165	0.9	3,166	0.9	26,354	0.7	10,512	1.2	75,811	1.0
04 宮城県	25,004	2.0	220,952	1.9	8,166	2.3	76,480	2.0	16,838	1.9	144,472	1.9
05 秋田県	11,368	0.9	80,748	0.7	2,510	0.7	18,319	0.5	8,858	1.0	62,429	0.8
06 山形県	12,793	1.0	88,089	0.8	2,782	0.8	21,358	0.6	10,011	1.1	66,731	0.9
07 福島県	19,975	1.6	152,062	1.3	4,654	1.3	37,252	1.0	15,321	1.7	114,810	1.5
08 茨城県	26,387	2.1	216,784	1.9	6,284	1.8	50,918	1.3	20,103	2.3	165,866	2.2
09 栃木県	19,572	1.6	156,118	1.4	4,906	1.4	40,068	1.0	14,666	1.7	116,050	1.5
10 群馬県	19,722	1.6	161,197	1.4	5,005	1.4	44,696	1.2	14,717	1.7	116,501	1.5
11 埼玉県	51,720	4.2	521,072	4.6	14,004	4.0	138,516	3.6	37,716	4.3	382,556	5.1
12 千葉県	42,852	3.5	437,479	3.8	10,593	3.0	94,788	2.5	32,259	3.7	342,691	4.5
13 東京都	141,055	11.5	1,940,915	17.0	53,160	15.2	1,034,583	26.8	87,895	10.0	906,332	12.0
14 神奈川県	61,012	5.0	662,978	5.8	15,283	4.4	174,600	4.5	45,729	5.2	488,378	6.5
15 新潟県	25,467	2.1	197,540	1.7	6,583	1.9	59,131	1.5	18,884	2.1	138,409	1.8
16 富山県	12,270	1.0	89,589	0.8	3,129	0.9	26,122	0.7	9,141	1.0	63,467	0.8
17 石川県	13,686	1.1	110,031	1.0	3,896	1.1	36,143	0.9	9,790	1.1	73,888	1.0
18 福井県	9,510	0.8	68,425	0.6	2,463	0.7	19,804	0.5	7,047	0.8	48,621	0.6
19 山梨県	9,216	0.7	67,956	0.6	2,182	0.6	16,071	0.4	7,034	0.8	51,885	0.7
20 長野県	22,746	1.9	171,292	1.5	5,552	1.6	44,573	1.2	17,194	2.0	126,719	1.7
21 岐阜県	21,788	1.8	165,676	1.5	5,577	1.6	44,558	1.2	16,211	1.8	121,118	1.6
22 静岡県	38,644	3.1	309,612	2.7	10,300	3.0	89,117	2.3	28,344	3.2	220,495	2.9
23 愛知県	70,359	5.7	722,348	6.3	23,824	6.8	278,204	7.2	46,535	5.3	444,144	5.9
24 三重県	17,456	1.4	139,366	1.2	4,025	1.2	32,019	0.8	13,431	1.5	107,347	1.4
25 滋賀県	12,061	1.0	105,272	0.9	2,652	0.8	20,679	0.5	9,409	1.1	84,593	1.1
26 京都府	26,212	2.1	234,595	2.1	6,755	1.9	67,734	1.8	19,457	2.2	166,861	2.2
27 大阪府	90,008	7.3	955,105	8.4	34,657	9.9	437,823	11.4	55,351	6.3	517,282	6.9
28 兵庫県	47,973	3.9	430,245	3.8	12,086	3.5	115,152	3.0	35,887	4.1	315,093	4.2
29 奈良県	10,853	0.9	89,907	0.8	2,149	0.6	16,924	0.4	8,704	1.0	72,983	1.0
30 和歌山県	11,385	0.9	76,102	0.7	2,495	0.7	18,207	0.5	8,890	1.0	57,895	0.8
31 鳥取県	6,116	0.5	45,233	0.4	1,383	0.4	11,571	0.3	4,733	0.5	33,662	0.4
32 島根県	8,218	0.7	56,550	0.5	1,813	0.5	13,223	0.3	6,405	0.7	43,327	0.6
33 岡山県	19,505	1.6	157,237	1.4	5,064	1.5	43,910	1.1	14,441	1.6	113,327	1.5
34 広島県	30,092	2.4	264,840	2.3	9,141	2.6	86,337	2.2	20,951	2.4	178,503	2.4
35 山口県	14,589	1.2	112,526	1.0	3,303	0.9	25,009	0.6	11,286	1.3	87,517	1.2
36 徳島県	8,413	0.7	57,748	0.5	1,869	0.5	14,855	0.4	6,544	0.7	42,893	0.6
37 香川県	11,378	0.9	88,649	0.8	3,352	1.0	27,639	0.7	8,026	0.9	61,010	0.8
38 愛媛県	15,214	1.2	112,491	1.0	3,951	1.1	31,956	0.8	11,263	1.3	80,535	1.1
39 高知県	8,753	0.7	59,313	0.5	1,874	0.5	14,950	0.4	6,879	0.8	44,363	0.6
40 福岡県	54,567	4.4	476,421	4.2	17,156	4.9	163,589	4.2	37,411	4.3	312,832	4.1
41 佐賀県	9,320	0.8	66,800	0.6	2,131	0.6	17,750	0.5	7,189	0.8	49,050	0.7
42 長崎県	15,456	1.3	105,821	0.9	3,441	1.0	26,484	0.7	12,015	1.4	79,337	1.1
43 熊本県	18,834	1.5	142,201	1.2	4,432	1.3	36,644	1.0	14,402	1.6	105,557	1.4
44 大分県	12,606	1.0	89,631	0.8	2,871	0.8	21,820	0.6	9,735	1.1	67,811	0.9
45 宮崎県	12,268	1.0	88,566	0.8	2,850	0.8	23,292	0.6	9,418	1.1	65,274	0.9
46 鹿児島県	18,837	1.5	130,597	1.1	4,407	1.3	35,172	0.9	14,430	1.6	95,425	1.3
47 沖縄県	14,478	1.2	115,869	1.0	3,024	0.9	29,668	0.8	11,454	1.3	86,201	1.1

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：卸売業、小売業内格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めている（『産業編（総括表）』及び『産業編（都道府県表）』の統計表第1表に該当）。

第8表 都道府県別年間商品販売額、小売業の売場面積（法人）

	卸売業、小売業年間商品販売額						小売業の売場面積	
	卸売業		卸売業		小売業		令和3年 (2021年) (㎡)	合計に占 める割合 (%)
	令和2年 (2020年) (百万円)	合計に占 める割合 (%)	令和2年 (2020年) (百万円)	合計に占 める割合 (%)	令和2年 (2020年) (百万円)	合計に占 める割合 (%)		
00 全国	522,645,775	100.0	389,388,318	100.0	133,257,457	100.0	136,952,597	100.0
01 北海道	17,131,282	3.3	10,999,231	2.8	6,132,052	4.6	6,728,308	4.9
02 青森県	3,028,176	0.6	1,694,461	0.4	1,333,714	1.0	1,787,613	1.3
03 岩手県	3,216,004	0.6	1,939,906	0.5	1,276,099	1.0	1,770,951	1.3
04 宮城県	10,978,811	2.1	8,277,494	2.1	2,701,317	2.0	3,031,841	2.2
05 秋田県	2,123,409	0.4	1,107,910	0.3	1,015,499	0.8	1,449,751	1.1
06 山形県	2,373,680	0.5	1,273,074	0.3	1,100,606	0.8	1,524,663	1.1
07 福島県	4,423,769	0.8	2,388,960	0.6	2,034,809	1.5	2,428,212	1.8
08 茨城県	6,489,387	1.2	3,594,919	0.9	2,894,468	2.2	3,711,419	2.7
09 栃木県	5,166,655	1.0	3,038,173	0.8	2,128,482	1.6	2,689,615	2.0
10 群馬県	5,390,591	1.0	3,315,105	0.9	2,075,486	1.6	2,513,637	1.8
11 埼玉県	16,642,337	3.2	9,862,358	2.5	6,779,979	5.1	7,191,433	5.3
12 千葉県	13,011,515	2.5	7,090,949	1.8	5,920,566	4.4	6,340,139	4.6
13 東京都	176,190,281	33.7	156,941,226	40.3	19,249,055	14.4	10,452,081	7.6
14 神奈川県	20,968,938	4.0	12,416,394	3.2	8,552,545	6.4	6,994,659	5.1
15 新潟県	6,320,956	1.2	4,011,284	1.0	2,309,672	1.7	3,090,416	2.3
16 富山県	2,909,955	0.6	1,800,999	0.5	1,108,956	0.8	1,463,715	1.1
17 石川県	3,697,831	0.7	2,540,407	0.7	1,157,424	0.9	1,635,196	1.2
18 福井県	1,941,283	0.4	1,123,737	0.3	817,545	0.6	1,011,696	0.7
19 山梨県	1,697,448	0.3	883,087	0.2	814,361	0.6	1,032,179	0.8
20 長野県	5,395,740	1.0	3,257,772	0.8	2,137,968	1.6	2,650,328	1.9
21 岐阜県	4,307,215	0.8	2,323,258	0.6	1,983,957	1.5	2,625,754	1.9
22 静岡県	10,746,298	2.1	6,946,292	1.8	3,800,006	2.9	4,218,413	3.1
23 愛知県	39,419,914	7.5	31,377,769	8.1	8,042,145	6.0	8,157,788	6.0
24 三重県	3,525,137	0.7	1,780,468	0.5	1,744,669	1.3	2,353,857	1.7
25 滋賀県	2,603,751	0.5	1,247,919	0.3	1,355,832	1.0	1,855,037	1.4
26 京都府	7,887,511	1.5	5,324,353	1.4	2,563,158	1.9	2,376,126	1.7
27 大阪府	53,644,294	10.3	44,599,394	11.5	9,044,900	6.8	7,179,161	5.2
28 兵庫県	14,059,526	2.7	8,862,298	2.3	5,197,228	3.9	5,385,360	3.9
29 奈良県	1,786,416	0.3	722,459	0.2	1,063,957	0.8	1,368,647	1.0
30 和歌山県	1,968,238	0.4	1,112,663	0.3	855,575	0.6	1,045,867	0.8
31 鳥取県	1,224,842	0.2	644,329	0.2	580,513	0.4	851,886	0.6
32 島根県	1,357,602	0.3	722,283	0.2	635,319	0.5	879,176	0.6
33 岡山県	5,196,175	1.0	3,231,212	0.8	1,964,963	1.5	2,393,424	1.7
34 広島県	11,199,823	2.1	8,153,365	2.1	3,046,457	2.3	3,375,134	2.5
35 山口県	3,060,420	0.6	1,433,271	0.4	1,627,150	1.2	1,886,462	1.4
36 徳島県	1,453,008	0.3	772,652	0.2	680,355	0.5	943,042	0.7
37 香川県	3,251,485	0.6	2,132,764	0.5	1,118,721	0.8	1,495,490	1.1
38 愛媛県	3,810,727	0.7	2,394,123	0.6	1,416,604	1.1	1,800,829	1.3
39 高知県	1,397,277	0.3	702,284	0.2	694,993	0.5	839,502	0.6
40 福岡県	21,440,701	4.1	15,947,136	4.1	5,493,565	4.1	5,745,845	4.2
41 佐賀県	1,763,893	0.3	951,581	0.2	812,312	0.6	1,116,785	0.8
42 長崎県	2,691,621	0.5	1,522,891	0.4	1,168,729	0.9	1,338,915	1.0
43 熊本県	4,157,893	0.8	2,335,711	0.6	1,822,182	1.4	2,203,312	1.6
44 大分県	2,348,202	0.4	1,190,413	0.3	1,157,790	0.9	1,657,253	1.2
45 宮崎県	2,664,264	0.5	1,612,397	0.4	1,051,867	0.8	1,400,224	1.0
46 鹿児島県	3,814,311	0.7	2,321,753	0.6	1,492,558	1.1	1,775,381	1.3
47 沖縄県	2,767,184	0.5	1,465,837	0.4	1,301,348	1.0	1,186,075	0.9

注1：年間商品販売額は、卸売業、小売業の事業所のうち、卸売業又は小売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した（『産業編（総括表）』『産業編（都道府県表）』の統計表第2表以降に該当）。

注2：売場面積は、売場面積が得られた事業所を対象として集計している。

令和3年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

令和3年経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

2. 調査日

令和3年6月1日

3. 調査対象

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

4. 調査方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布する。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行う。

5. 調査事項

(1) 甲調査

【産業共通調査票】

① <産業共通調査票>

- ・全産業共通事項
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 事業所の開設時期
 - エ 事業所の従業者数
 - オ 事業所の主な事業の内容
 - カ 経営組織
 - キ 法人番号
 - ク 単独事業所・本所・支所の別等
 - ケ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - コ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
 - サ 相手先別収入割合
 - シ 設備投資の有無及び取得額
 - ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
 - セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
 - ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - タ 決算月（会社のみ）

【単独事業所調査票】

- ・全産業共通事項（単独事業所）
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 事業所の開設時期
 - エ 事業所の従業者数
 - オ 事業所の主な事業の内容
 - カ 経営組織
 - キ 法人番号
 - ク 単独事業所・本所・支所の別等
 - ケ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - コ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
 - サ 事業別売上（収入）金額
 - シ 設備投資の有無及び取得額
 - ス 自家用自動車の保有台数
 - セ 土地・建物の所有の有無
 - ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - タ 決算月（会社のみ）

- ・産業別に調査する事項

② <農業、林業、漁業調査票>

- ア 農業、林業、漁業の収入の内訳

- イ その他の事業収入額
- ③ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>
 - ア 生産数量及び生産金額
 - イ その他の事業収入額
- ④ <製造業調査票>
 - ア 人件費及び人材派遣会社への支払額
 - イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
 - ウ 有形固定資産
 - エ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - オ 製造品出荷額、在庫額等
 - カ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - キ 主要原材料名
 - ク 工業用地及び工業用水
 - ケ 作業工程
- ⑤ <卸売業、小売業調査票>
 - ア 年間商品販売額等
 - イ その他の事業収入額
 - ウ 商品売上原価
 - エ 年初及び年末商品手持額
 - オ 小売販売額の商品販売形態別割合
 - カ セルフサービス方式の採用
 - キ 売場面積
 - ク 営業時間
 - ケ 店舗形態
- ⑥ <建設業、不動産業、物品賃貸業調査票>
 - ア 建設、サービス収入の内訳
 - イ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
 - ウ 業態別工事種類
 - エ 相手先別収入割合
- ⑦ <飲食サービス業調査票>
 - ア サービス収入の内訳
 - イ 相手先別収入割合
- ⑧ <医療、福祉調査票>
 - ア サービス収入の内訳
- ⑨ <サービス関連産業A調査票>
 - ア サービス収入の内訳
- ⑩ <サービス関連産業B調査票>
 - ア サービス収入の内訳
 - イ 相手先別収入割合
 - ウ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
- ⑪ <サービス関連産業C調査票>
 - ア サービス収入の内訳

- イ 相手先別収入割合
- ⑫ <政治団体、宗教調査票>
- ア 政治団体、宗教の種類

【企業調査票】

- ・全産業共通事項（企業・団体）
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 経営組織
 - エ 法人番号
 - オ 常用雇用者数及び支所等数
 - カ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - キ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
 - ク 企業全体の事業別売上（収入）金額
 - ケ 設備投資の有無及び取得額
 - コ 自家用自動車の保有台数
 - サ 土地・建物の所有の有無
 - シ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - ス 決算月（会社のみ）
- ・産業別に調査する事項
- ⑬ <企業調査票>
- ア 企業全体の主な事業の内容
- イ 商品売上原価
- ウ 年初及び年末商品手持額
- エ 建設、サービス収入の内訳
- オ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
- カ 業態別工事種類
- ⑭ <団体調査票（政治団体、宗教）>
- ア 政治団体、宗教の種類

【事業所調査票】

- ・全産業共通事項（事業所）
 - ア 事業所の名称及び電話番号
 - イ 事業所の所在地
 - ウ 事業所の開設時期
 - エ 事業所の従業者数
 - オ 事業所の主な事業の内容
 - カ 本所等の別
 - キ 事業所の売上（収入）金額
 - ク 事業別売上（収入）金額
- ・産業別に調査する事項

- ⑮ <農業、林業、漁業調査票>
 - ア 農業、林業、漁業の収入の内訳
- ⑯ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>
 - ア 費用総額及び給与総額
 - イ 生産数量及び生産金額
- ⑰ <製造業調査票>
 - ア 人件費及び人材派遣会社への支払額
 - イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
 - ウ 有形固定資産
 - エ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - オ 製造品出荷額、在庫額等
 - カ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - キ 主要原材料名
 - ク 工業用地及び工業用水
 - ケ 作業工程
- ⑱ <卸売業、小売業調査票>
 - ア 年間商品販売額等
 - イ 小売販売額の商品販売形態別割合
 - ウ セルフサービス方式の採用
 - エ 売場面積
 - オ 営業時間
 - カ 店舗形態
- ⑲ <建設業、サービス業調査票>
 - ア 相手先別収入割合
 - イ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
- ⑳ <政治団体、宗教調査票>
 - ア 政治団体、宗教の種類

(2) 乙調査

【国、地方公共団体調査票】

- ア 事業所（機関）の名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業所（機関）の主な事業の内容

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3. 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。
- (5) ガソリンスタンド
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であって

も、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

(7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

4. 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

(2) 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。
なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

(5) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

(6) 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(7) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(8) 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(9) 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5. 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額

を加えることにより算出した。

6. 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

販売形態区分は、次のとおり。

- (1) 店頭販売
店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。
- (2) 訪問販売
訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。
- (3) 通信・カタログ販売
カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- (4) インターネット販売
インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- (5) 自動販売機による販売
卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- (6) その他
生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

7. 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

集計体系及び公表時期

集計区分		集計内容	公表予定			
I 速報集計	1 事業所に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章	2022年5月31日			
	2 企業等に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数、経理事項等を表章				
II 確報集計	1 事業所に関する集計	(1) 的産業集計横断	① 事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別等に事業所数、従業者数を表章	2023年6月	
			② 売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に売上（収入）金額、付加価値額等を表章		
		(2) 産業別集計	① 鉱業、採石業、砂利採取業	「鉱業、採石業、砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章		2022年12月26日
				1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章	2022年9月30日
			② 製造業	2) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章	2022年12月26日
				3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別事業所数、出荷額等、産業（中分類）・都道府県・大都市別事業所数、出荷額等を表章	
		③ 卸売業・小売業	1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別事業所数、年間商品販売額等を表章		2023年3月28日
				2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別事業所数、年間商品販売額等を表章	
			3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別事業所数、年間商品販売額等を表章		
			4) 品目編	商品（品目）分類別の事業所数及び年間商品販売額を表章		
	④ サービス関連産業	地域、産業（大分類・中分類・小分類）別に事業所数、従業者数、収入を得た相手先別売上（収入）金額等を表章		2023年3月28日		
	2 企業等に関する集計	(1) 産業横断的集計	① 企業等数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数等を表章	2023年6月	
			② 経理事項等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に経理事項等を表章		
		(2) 産業別集計	③ 建設・サービス収入の内訳	地域、産業（小分類）別に法人数、売上（収入）金額等の建設・サービス収入の内訳を表章	2022年12月26日 2023年3月28日 ※	
			卸売業、小売業	「卸売業、小売業」について、産業（小分類）別、従業者規模別に、企業等数、従業者数、商品売上原価、年間商品販売額、年初・年末商品手持額等を表章	2023年3月28日	

・上記のほか、産業横断的集計結果公表後、立地環境特性編及び地域メッシュ統計を作成する。
 ※産業別に2回に分けて公表

<問合せ先>



総務省統計局

統計調査部 経済統計課経済センサス室 審査発表係

TEL : 03-5273-1389

Eメール : e-shinsa2@soumu.go.jp

ホームページ : <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html>



経済産業省

大臣官房調査統計グループ 構造統計室 経済センサス班

TEL : 03-3501-1511 内線2881～2884

Eメール : bz1-kozo-tokei@meti.go.jp

ホームページ : <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

◆この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>

◆「政府統計の総合窓口（e-Stat）」(<https://www.e-stat.go.jp/>)でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。

◆本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。

(例 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸・小売業）結果」)